

図書館協力用資料に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第五号)

改正	平成	十六年十二月	十七日館長決定第	八号
	同	十七年	三月二十九日同	第 四号
	同	十九年	三月二十八日同	第 二号
	同	二十年	四月 一日同	第 四号
	同	二十三年十一月二十四日同		第十三号
令和	三年	八月三十一日同		第 四号

1 (図書館協力用資料を提供することができる図書館等)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十一条第一項第二号及び第二十三条の規定に基づき、図書館協力のため、図書館協力用資料を提供することができる図書館等は、次のとおりとする。

- 一 行政及び司法の各部門の支部図書館
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づく大学、短期大学又は高等専門学校図書館又は研究所
- 三 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関
- 四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の規定に基づく図書館又はこれに準ずる機関
- 五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく地方議会の図書室
- 六 その他館長が適当と認める図書館又はこれに準ずる機関

(図書館協力用資料を提供することができる場合)

2 図書館協力用資料は、当該図書館協力用資料の提供を受ける図書館等の蔵書の規模、構成その他の事情を勘案して、当該図書館協力用資料を蔵書に加えることが当該図書館等の図書館奉仕の改善に資すると認められる場合に限り、提供するものとする。

(提供の依頼)

3 総務部支部図書館・協力課長は、図書館等が第一項各号のいずれかに該当し、かつ、前項に規定する場合に該当すると認めたときは、収集書誌部長(関西館に所属する図書館協力用資料にあつては、関西館収集整理課長。次項において同じ。)に対し、当該図書館等の名称その他の必要な事項を明らかにして、図書館協力用資料の提供を依頼するものとする。

(送付通知及び受領通知)

4 収集書誌部長は、図書館協力用資料を提供するときは、当該図書館協力用資料の提供を受ける図書館等に対し、図書館協力用資料送付通知書(様式第一)を送付し、図書館協力用資料受領書(様式第二)を提出させるものとする。ただし、当該図書館等が国の機関である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 本件は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 図書館協力用資料の取扱事務要領(平成二年館長決定第二号)は、廃止する。

附 則（平成十六年十二月十七日館長決定第八号）

本件は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二十四日館長決定第十三号）

本件は、平成二十三年十二月五日から施行する。

附 則（令和三年八月三十一日館長決定第四号）

本件は、令和三年八月三十一日から施行する。

様式第1 (第4項関係)

(文書記号番号)

年 月 日

殿

国立国会図書館

(役職名)

図書館協力用資料送付通知書

図書館協力用資料を下記のとおり送付しましたので、お知らせいたします。

記

書名 (巻号)	等	件	点	(内訳別紙)
---------	---	---	---	--------

様式第2（第4項関係）

年 月 日

国立国会図書館（役職名） 殿

（図書館等の名称）

（代表者の氏名）

図書館協力用資料受領書

年 月 日付け（文書記号番号）で通知のありました図書館協力用資料を下記のとおり受領いたしました。

記

書名（巻号） 等 件 点